

(2) 男女共同参画に関する基本法制等

フランスでは、まず政治分野における男女平等が、「男女平等に関する 1999 年 7 月 8 日の憲法的法律第 99-569 号」によって、第 5 共和政憲法第 3 条第 4 項に「法律が選挙によって選ばれる議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進する」という条項にて明記された。

また、憲法第 4 条には、「各政党及び政治グループは、法律が定める条件において、第 3 条の最終項が定める原則の実現に貢献する」（第 4 条第 2 項）と挿入された。これによって、「パリテ（parité 男女同数）」¹（以下、「パリテ」という。）が憲法にて定められ、選挙における男女平等政策の導入が可能となった。

次に、政治分野以外の分野にも、パリテが進められた。2008 年 7 月 23 日の憲法改正にて、そもそも第 3 条第 4 項にあった選挙に係るパリテ条項が、基本原理となる第 5 共和制憲法第 1 条第 2 項に、「選挙による任務及び職務並びに職業的及び社会的な要職に対する女性及び男性の平等な参画は、法律により促進される」（旧憲法 3 条第 5 項が 1 条第 2 項へ）へ修正、移動されるとともに、「職業的及び社会的な要職」という文言が追加された。

これによって、経済、社会など政治以外の分野の役職に対してもクオータ制の導入が可能となった。

¹ 選挙民の構成や意思を限りなく忠実に反映できるような制度が望ましいとの考え方（「半代表制」論）。選挙民の構成を反映するには、例えば「30%」等の数値目標よりも、男女同数とすることが望ましいことから、フランスでは「パリテ（男女同数）」が実施された。辻村（2011a）、p.54、pp.151-156 参照。